

議会運営委員会

日 時 平成 2 7 年 4 月 2 7 日 (月) 午前 1 0 時 ~
場 所 第 3 委員会室

1 議会の活性化について

(1) これまでの活性化の取り組みと現状について (別紙№1)

(2) 今後の取り組みの方向性について (別紙№2)

(3) 今後のスケジュールについて

2 議会運営委員会の視察について (総括) (別紙№3)

3 その他

(1) 子ども議会の実施について (別紙№4,5)

(2) 次回の日程について

亀岡市議会の取り組み

	実 施 項 目
情報公開	・議長交際費、政務活動費の公開(情報コーナー、HP)
	・インターネット中継の実施(本会議、予算・決算特別委員会)
	・会議録検索システムの公開
	・委員会会議記録・会議資料の公開(情報コーナー、HP)
	・行政視察報告書の公開(議会図書室、HP)
	・市議会だよりの改編、充実
	・市議会HPの充実
	・議会フェイスブックの開設
	・議案に対する賛否状況の公開(議会だより、HP)
	・傍聴者への会議資料配付
	・庁舎入口に一般質問開催案内板設置
	・一般質問通告書一覧の記載内容充実、公開
	・議員団研修の公開
	・本会議の休日開催
	・本会議傍聴者への手話通訳、要約筆記手配(議会報告会含む)
住民参加(含広聴)	・議会報告会の開催
	・わがまちトーク(テーマ別)の開催
	・子ども議会の開催(H27.8.21予定)
	・会議における請願者等の意見陳述機会の確保
機能強化	・質疑の通告制採用
	・一般質問に一問一答制を導入
	・政治倫理条例の制定
	・常任委員会の月例開催
	・議会基本条例の制定、見直し
	・決算審査における事務事業評価の導入
	・文書質問制度の導入
	・会議等へのPC等情報端末持ち込み許可
	・政策研究会の設置
	・反問権の付与、拡大
	・決算、予算審査時の説明資料
	・決議等への対応義務付け
	・議決事項の拡大
	・調査機関の設置
	・議員間自由討議の導入(委員会)
	・議員定数・報酬の検討(議員定数削減)
	・会議出席時の費用弁償の廃止
	・委員会傍聴を許可制から届出制へ
	・参考人制度の活用
	・広報広聴会議の設置

○ 条例制定時

第 8 章 最高規範性で見直し手続

(見直し手続)

第 24 条 議会は、一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかに、及び必要があると認めるときは、この条例の目的が達成されているかどうかを検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含め適切な措置を講じるものとする。

○ 15 期における見直し (H26.10.2 条例改正)

第 8 章 最高規範性及び検証等

(条例の検証及び見直し)

第 24 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要の措置を講ずるものとする。



15 期における見直しを踏まえ、基本条例の目的に照らした検証を行う。



議会の活性化

(現) 議会基本条例運用基準

「定期的な検証の機会を 2 年ごとに設けることとし、一般選挙を経た任期開始から概ねその任期中間年及び最終年に、議会運営委員会において行うものとする。」

議会運営委員会調査結果概要

三重県四日市市議会（平成 27 年 4 月 16 日（木）10:20～11:50） 議会の活性化について （１）議会機能の強化について （２）市民参加の拡充について
１ 視 察 の 目 的
（１）四日市市議会においては、２０１４議会改革度ランキング１位であり、高い水準で改革を進められ、通年議会の実施や議員政策研究会において政策立案機能の向上を図られるなど議会機能の強化に取り組まれており、積極的に立案機能が発揮できる仕組み等を参考にする。 （２）市議会モニターにも取り組まれるなど、市民参加の拡充の有効性を学ぶ。
２ 施 策 等 の 概 要
通年議会 <経緯> ・近年の地方分権の進展を受けてさらなる議会改革を目指し議会基本条例を制定。 ・議会基本条例制定時において新たな取り組みとして通年議会を実施。 <通年議会> ・概ね５月から翌年４月末までが１年間の会期。 <実施後> ・休会中の場合、災害等の突発事件や緊急性のある課題や専決処分を行っていた事件は、原則として議長権限で臨時議会を開催し審議する。 ・会議が増え議員の負担も増えたが兼業議員への特段の配慮は行っていない。 ・１年間の会期を通じ、委員会所管事項に関する調査研究を実施。 ・執行部の出席は最小限にとどめるとともに委員間討議に努める。 議員政策研究会 <経過> ・市政課題について、議員だけで自主的に意見交換、情報交換を行う場として設置。

- ・当初は市政活性化推進等議員懇談会として実施。
- ・議員が提出を予定している議案について、事前に議員間の調整を行う場として活用。
- ・平成１７年度に議員政策研究会に改編。

< 議員政策研究会 >

- ・政策立案機能のさらなる向上に資するため市政活性化推進等議員懇談会の発展的組織として設置。
 - ・全議員が一堂に会して意見交換を行う。
 - ・用途に合わせて分科会を設置。
- （例）議会基本条例分科会（定員 20 人）、市民協働促進条例分科会（18 人）、既存集落の維持に向けた市街化調整区域の規制緩和を目指す分科会（定員 18 人）等

< 実施後 >

- ・議員提案による政策条例を制定（改正を含む１２件の条例制定）。
- 市議会モニター

< 経過 >

- ・会派代表者会議にて導入を議論。
- ・議会基本条例制定時において、議会への市民参加の取り組みとして設置。
- ・従来の推薦に加え公募による募集を開始。

< 市議会モニター >

- ・市議会モニターの定員は５０人程度。１８歳以上の市民等の要件がある。
- ・地区ごとにモニターを推薦依頼。一般公募とあわせ大学に推薦依頼。
- ・本会議、委員会等を可能な限り傍聴し、意見を文書で提出。
- ・ケーブルテレビにて本会議等を視聴し、意見を文書で提出。
- ・研修会等にも出席し、意見を述べる。
- ・無報酬としているが、記念品を贈呈。

< 実施後 >

- ・議会モニターからの意見により委員会傍聴の出入りを自由にした。

・委員会については傍聴者は増加した。

その他

・専門的知見の活用（議案や四日市市の事務に関する調査」を積極的に依頼。「調査業務委託」の予算は平成27年度で150万円）

・通年議会、予算・決算の常任委員会については今後検討。

3 考 察

4 委 員 の 意 見 等

石川県加賀市議会（平成 27 年 4 月 17 日（金）9:30～11:30） 議会の活性化について （１）議会基本条例の検証について （２）予算、決算審査について （３）市民参加の拡充について
１ 視 察 の 目 的 （１）本市議会においては議会基本条例を制定しており、同じく基本条例を制定し「日本一の議会」を目指している加賀市議会における取り組みや考え方を学ぶ。 （２）予算、決算審査において議論を充実させるため予算、決算常任委員会での議案審査を目指す取り組みを学ぶ。 （３）子ども議会等市民参加型の各種議会を実践するとともに、議会報告会等において市民参加型の取り組みを充実している内容について参考にする。
２ 施 策 等 の 概 要 議会基本条例の検証 <経過> ・平成 23 年 4 月に議会基本条例を施行。 ・平成 26 年 3 月に検証を実施。 <議会基本条例の検証（事例）> ・各会派の理念・政策を市民に分かりやすく伝えることについて。 ・文書質問の取り扱いについて。 ・常任委員会ごとでの研修会の実施について。 ・委員会等で各種団体との意見交換の実施について。 ・議会としての講演会や研修会等の市民公開について。 ・意見書の陳情等について市民からの請願として正式に審議することについて。 ・議案に対する公聴会の開催。

予算、決算審査 <実施状況> ・従来は各常任委員会に分割付託。 ・平成27年3月に予算常任委員会を設置し付託。 ・議場での総括質疑を実施している。 ・今後、予算・決算常任委員会への移行を検討。 市民参加の拡充 <実施状況> ・分かりやすい議会を目指す為、議場に加賀市特産の九谷焼を展示。また、能楽の上演を実施。 ・小学生議会傍聴を実施。女性議会、子ども議会を実施。日曜議会を実施。 その他 ・タブレット端末の導入。 ・「市民主役条例（自治基本条例）」を策定（平成24年4月施行）。 ・大学との連携協定の締結。 ・他市議会との議員連盟を設立。
3 考 察
4 委 員 の 意 見 等

市制 60 周年・市議会 60 周年記念

亀岡市議会子ども議会（案）

～ ともに考え、一緒につくろう ふるさと亀岡～

【目的】

亀岡市の次代を担う小学生が子ども議員となって、本会議場でまちづくりへの意見や市政への質問を行い、議員が質問に答えたり、意見交換することによって、ともに明日の亀岡を考える。議員は多様な意見を聴取する広聴の機会と捉え、聴取した意見を議会内で再検討し、一般質問や提言等につなげ、実現に向けて取り組むものとする。

また、議場で実施することにより、子どもたちに議会の雰囲気を感じてもらい、議会への関心を高めてもらう機会とする。

【主催】

亀岡市議会

【対象】

市内小学校の児童（４～６年生） ２４人（各小学校１名ずつ。但し、児童数の多い安詳、つつじヶ丘、亀岡、千代川、大井、南つつじヶ丘小学校の６校は２名ずつ。）

【場所】

亀岡市議会本会議場

（議員席に小学生が着席、理事者席に議員が着席）

【日時】

平成２７年８月２１日（金）午後１時３０分～（約３時間程度）

（予備日 ８月２４日（月））

【内容】

子ども議員が自分の意見、要望、質問などを発表する。

「亀岡をこんなまちにしたいという思い（考え、アイデア）やまちづくりに対する質問」

「学校の施設がこんな風であつたらいいなと思う意見、又は学校施設に対する意見や質問」

「進学路の安全についての意見や通学路に対する質問」

「地域の中で感じていることや質問」

等々、どんなことでも亀岡市や亀岡市議会に関する意見や質問を
子ども議員が質問し、亀岡市議会議員が答弁する。

子ども議員間で自由討議。

決議表明。

起立による表決。

【その他】

- ・ビデオ録画し、市議会ホームページで録画配信する。
- ・子ども議員に議員証を交付する。（名札としても使用）
- ・リハーサル（事前打ち合わせ）を8月19日（水）13時30分から行う。

亀岡市議会子ども議会の流れ(案)

H27.4.20現在

	開会ブザー		
1	議長開会宣言・挨拶		3分
2	亀岡市民憲章唱和	(別紙 のとおり)	5分
3	議席指定		1分
4	会議録署名議員指名		
5	市長挨拶		3分
6	意見発表・質問	各子ども議員が質問する。(意見や質問など)議員が答弁する。 演壇で質問。(一人2項目まで) 質問、答弁含めて一人 5分×12人=60分	60分
7	自由討議	前半12人の質問や答弁を聞いて、感想や違う意見があれば子ども議員間で自由に討議する。(再質問があればここで実施)	10分
	休憩		10分
8	意見発表・質問	各子ども議員が質問する。(意見や質問など)議員が答弁する。 演壇で質問。(一人2項目まで) 質問、答弁含めて一人 5分×12人=60分	60分
9	自由討議	後半12人の質問や答弁を聞いて、感想や違う意見があれば子ども議員間で自由に討議する。(再質問があればここで実施)	10分
10	決議表明	まとめとして子ども議員から今後もまちづくりをともに考えていくことに対する「決議」を提案。	2分
11	表決	起立採決する。	2分
12	教育長講評		3分
13	副議長閉会挨拶		2分
14	議長閉会宣言		2分
15	記念撮影	終了後、議場にて記念撮影をする。	7分
			計180分 (3時間)

意見発表・質問

1～2項目について意見発表、質問

意見(提案、質問)に対して、議員が答弁する。

計 5分